

いじめ防止対策推進法の重大事態に係る 再調査の検討フロー

<教育委員会>

調査①

学校

または

教育委員会

※ 調査の目的は、事実関係を明確にすること

※ いじめを受けた児童生徒及び保護者の希望があれば、意見書を添付

<市長>

調査結果の報告

再調査の必要性を検討

※ 「重大事態への対処」や「再発防止」の観点から必要性を検討

※ 必要に応じて附属機関の意見を踏まえて検討

子ども・子育て会議 いじめ問題再調査部会

検討例：新たな重要な事実が判明した場合

：事前確認した調査事項の調査が不十分な場合

：教委・学校の対応についての調査が不十分な場合

：調査委員選任の公平性・中立性に疑義がある場合

再調査の必要性の判断

必要あり

必要なし

調査②

再調査の実施

実施しない

※ 調査①の結果について調査

子ども・子育て会議 いじめ問題再調査部会

再調査終了

※ いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明

※ 市長及び教育委員会は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

<議会>

再調査結果の報告